
看護小規模多機能センターみざい

(看護小規模多機能型居宅介護)

重要事項説明書

重要事項説明書

1 事業者

事業主体	一般社団法人 明慎福祉会
代表者	会長 藤田 朋紀
所在地	三重県いなべ市藤原町 1251 番地
電話番号	0594-37-2495
会社設立年月日	平成 24 年 11 月 8 日
併設事業所	居宅介護支援事業所 めいしん(現在休止中)

2 事業所の概要

事業所名称	看護小規模多機能センター みざい
管理責任者	加藤 里恵
開設年月日	令和2年4月20日
事業所番号	
所在地	三重県いなべ市員弁町松之木字西奥田 1173 番 2
電話番号	0594-84-2810
敷地概要・面積	敷地面積:2047.07 m ² ・延床面積:423.99 m ²
建物概要	木造平屋建

3 主な設備

宿泊室	9室(個室9室 個室 10.944 m ²)
食堂、居間、訓練室	共用
トイレ	4箇所(内1ヶ所多目的トイレ)
浴室	1箇所(個浴浴槽 1、機械浴 0)
台所	1箇所

4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	一般社団法人 明慎福祉会が設置経営する看護小規模多機能センターみざい(以下事業所という。)が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス(以下、「サービス」という。)を提供することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、お泊りサービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する2 サービスの提供にあっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせ、概ね週4日以上をめざす。4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。5 看護サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

	<p>6 利用者の1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療、福祉サービス等との密接な連携に努める。</p>
--	--

5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365日 営業時間 24時間(緊急対応含む)
サービス提供時間	基本時間 通い 9:00～16:00 (利用者又は家族の都合により時間短縮、延長可能) 訪問 随時 泊まり 16:00～9:00
通常の実施地域	いなべ市
定員	登録定員 29名
	1日定員 通いサービス 18名以下 お泊りサービス 9名以下

*24時間緊急対応体制をとっています。

6 職員勤務の体制

(令和2年4月現在)

職種	常勤	非常勤	職務内容	保有資格
管理者	1	0	事業内容の調整 苦情対応	正看護師
計画作成者	0	1	サービスの調整 相談業務	介護支援専門員 介護福祉士
看護職員	2	3	看護業務 訪問看護	正看護師、准看護師
介護職員	2	5	日常生活介護 訪問介護 調理	介護福祉士等
理学療法士 作業療法士	0	0	リハビリテーション	
事務	0	1	事務業務・一部見守り	

7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。送迎については、みざいの職員が行います。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴、排泄、買い物、掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
お泊り		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や医療的ケアを提供いたします。
食事提供時間		朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時 食事時間は個人の身体状況、希望等に合わせ、柔軟に対応いたします。

8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

9 利用料金

[介護保険の場合]

(1) 保険給付サービス

- ①通常料金（基本サービスと加算サービスから構成されています。）について
要介護度別に応じて定められた金額の1割又は2割、3割のご負担となります。
基本サービスは、1ヶ月の定額制になります。
- ②月の途中で要介護度が変わった場合
要介護度が変わった場合、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。
- ③月途中より登録、終了された場合
月途中で登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日
終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2) 基本サービス：1月あたりの利用料（※ 端数処理により上下する可能性があります。）

①介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	12,659円	17,711円	24,898円	28,238円	31,942円

(3) 加算サービス（※ 端数処理により上下する可能性があります。）

加算名	加算の内容	1割負担の場合
② 初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については1日につき加算されます。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様です。	1日につき 31円
③ 認知症加算	I 認知症介護実践リーダー研修等を修了した者を配置し、日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）に、専門的な認知症ケアを実施した場合。	1月につき 936円
	II 日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ）に、専門的な認知症ケアを実施した場合。	1月につき 906円
	III 日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから介護を必要とする認知症の利用者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上）	1月につき 773円
	IV 要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意思疎通の困難が見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	1月につき 468円

④ 若年性認知症利用者 受入加算		若年性認知症の利用者を受け入れ、専門スタッフによる特性やニーズに応じたサービスを実施した場合	1月につき 814円
⑤ 栄養アセスメント加算		利用者ごとに管理栄養士や看護師、介護職員等が共同して栄養アセスメントを作成、実施する取り組みを評価する加算	1月につき 51円
⑥ 栄養改善加算		低栄養状態またはその恐れがある利用者に対して、栄養状態の改善や心身機能の維持・向上を図る取り組みに対して評価される加算	204円 (月2回限度)
⑦ 口腔・栄養 スクリーニング加算 (栄養アセスメント加算もしくは、栄養改善加算と口腔機能向上加算を両方算定している場合は算定不可)	I	利用開始時及び利用中6カ月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合	1回につき 21円 (6月に1回を限度)
	II	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、口腔の健康状態のスクリーニングと栄養状態のスクリーニングを行った場合	1回につき 5円 (6月に1回を限度)
⑧ 口腔機能向上加算	I	「口腔清潔」「唾液分泌」「咀嚼(そしゃく)」「嚥下(えんげ)」「食事摂取」などの口腔機能の低下が認められる状態、または口腔機能が低下するおそれがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成、個別での指導を行った場合	153円 (月2回限度)
	II		LIFE ^{※1} へ情報提供した場合 163円 (月2回限度)
⑨ 退院時共同指導加算		病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	1回につき 611円
⑩ 緊急時対応加算		利用者の同意を得て、利用者又はそのご家族に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画されていない緊急時の訪問看護や宿泊のサービスを提供した場合に算定できる加算	1月につき 788円
⑪ 特別管理加算	I	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき 509円
	II		1月につき 255円
⑫ 専門管理加算		緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	1月につき 255円
⑬ ターミナルケア加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,543円
⑭ 遠隔死亡診断補助加算		研修を受けた看護師が主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	死亡月につき 153円
⑮ 看護体制強化加算	I	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算 ※ターミナル件数等の条件による	1月につき 3,051円
	II	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	1月につき 2,543円

⑯ 訪問体制強化加算		訪問サービスの算定月における提供回数について、延べ訪問回数が1月あたり200回以上で算定	1月につき 1,017円
⑰ 総合マネジメント体制強化加算	I	日常的に利用者とかかわりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保しており、利用者が地域で孤立しないよう、利用者の状況に応じて、日々の多職種との連携、地域との連携や環境に合わせた計画の見直し、病院や診療所、老健等関連施設に対し、事業所が具体的に情報を提供できることを評価する加算	1月につき 1,221円
	II	利用者の状況に応じて、多職種との連携、地域との連携や環境に合わせた計画の見直し、病院や診療所、老健等関連施設に対し、事業所が具体的に情報を提供できることを評価する加算	1月につき 814円
⑱ 褥瘡マネジメント加算	I	要介護3以上の利用者に対し、多職種が連携して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し評価する。	1月につき 3円
	II	評価の結果、利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、利用開始月の翌月以降に「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」を用いて評価を実施し、当該月にその計画書に示す「持続する発赤(d1)」以上の褥瘡の発症がない場合	1月につき 14円
⑲ 排泄支援加算	I	登録時に、医師又は看護師が要介護状態について評価、その後上記の評価を6カ月に1回の頻度で行いLIFEを用いて厚生労働省に提出 その結果を基に医師や看護師、介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し3カ月に1回見直しを行う。	1月につき 11円
	II	Iの要件を満たし、登録時と比較して、排尿又は排便の状態のいずれかが改善しており、どちらも悪化していない、または、おむつを使用している状態から、使用なしに改善している場合	1月につき 16円
	III	Iの要件を満たし、登録時と比較して、排尿又は排便の状態のいずれかが改善しており、どちらも悪化しておらず、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。	1月につき 21円
⑳ 科学的介護推進体制加算		LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算	1月につき 41円
㉑ 生産性向上推進体制加算	I	下記IIの要件を満たし、当該要件に基づき提出した実績データにより生産性向上の取り組みによる成果が確認された場合であり、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、かつ、職員間の適切な役割分担の取り組みを行っている場合	1月につき 102円
	II	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること	1月につき 11円

② サービス提供体制強化加算	I	みぎの職員（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上、または、勤続年数が10年以上の介護福祉士が25%以上であること。職員ごとに研修計画を作成、実施又は予定がある。概ね1か月に1回会議を開催している場合に算定。	1月につき 763円
	II	みぎの職員（保健師、看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上または、介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上を占め、職員ごとに研修計画を作成、実施又は予定がある。概ね1か月に1回会議を開催している場合に算定	1月につき 651円
	III	みぎの職員（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く）の総数のうち、介護福祉士30%以上、または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上または、常勤職員が60%以上または、勤続7年以上のものが30%以上を占め、職員ごとに研修計画を作成、実施または予定がある。概ね1か月に1回会議を開催している場合に算定	1月につき 356円
③ 介護職員処遇改善加算		①の1月あたりのサービス利用料に①～⑪の該当加算の合算に加算	13.4%
④ 介護職員等ベースアップ等支援加算		1日あたりのサービス利用料と上記加算（計上した場合）の合算に加算（令和6年5月利用分まで）	1.7%

※1 LIFEとは、全国の介護施設や事業所で記録された利用者の状態やケアに関するデータを集約し、蓄積したデータに基づいてフィードバックを行う情報システムです。

※④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪については、区分支給限度額対象外となります。

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーションに限られます。

（4）短期利用時の料金（1日あたりの利用料）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	581円	649円	718円	787円	854円

①加算について

加算名	加算内容	1割負担の場合
認知症行動・心理症状 認知症緊急対応加算	認知機能の低下し、行動・心理症状を発症して在宅で生活が困難且つ短期利用が適切と判断された場合	1日につき 204円 (7日間を限度)
生産性向上推進 体制加算	I 下記IIの要件を満たし、当該要件に基づき提出した実績データにより生産性向上の取組みによる成果が確認された場合であり、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、かつ、職員間の適切な役割分担の取組みを行っている場合	1月につき 102円
	II 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合	1月につき 11円

サービス提供体制強化加算	I	みざいの職員（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上、または、勤続年数が10年以上の介護福祉士が25%以上であること。職員ごとに研修計画を作成、実施又は予定がある。概ね1か月に1回会議を開催している場合に算定。	1日につき 26円
	II	みざいの職員（保健師、看護師又は准看護師を除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上または、介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上を占め、職員ごとに研修計画を作成、実施又は予定がある。概ね1か月に1回会議を開催している場合に算定	1日につき 22円
	III	みざいの職員（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く）の総数のうち、介護福祉士30%以上、または介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上または、常勤職員が60%以上または、勤続7年以上のものが30%以上を占め、職員ごとに研修計画を作成、実施または予定がある。概ね1か月に1回会議を開催している場合に算定	1日につき 13円
介護職員処遇改善加算 I	1日あたりのサービス利用料と上記加算（計上した場合）の合算に加算		14.9%
介護職員等ベースアップ等支援加算	1日あたりのサービス利用料と上記加算（計上した場合）の合算に加算（令和6年5月利用分まで）		1.7%

※短期利用時の要件

みざいの宿泊室に空きがあり、登録定員が29人に満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。

利用者の状態や利用者の家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。

利用の開始にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能です。

[保険外サービス利用料]

食費	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円
おむつ代	実費
宿泊費	1泊 2,000円 ※年末年始（12月31日～翌年1月3日）・お盆（8月12日～15日）は1泊 3,000円
その他必要な物	実費
レクリエーション、クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。特別な材料代等の実費
医療費	診察、薬など実費
ご遺体のケア	平日8:00～17:00 15,000円 平日17:00～22:00 5:00～8:00及び休日 17,500円

	深夜 一律 20,000円				
交通費	いなべ市を出たところから1km 50円で実費徴収します。 入退院時のタクシー利用及びご利用者様の状態に応じてストレッチャーを使用する場合はタクシー会社に直接支払となります。				
その他サービス ・受診の付き添い ・入院中の世話等	受診時の付き添い等、介護保険外のサービスを希望される場合、以下の料金が発生します。但し、病状確認の為の主治医との面談及び緊急搬送は除くものとします。				
		提供時間			
	サービス区分	30分	45分	60分	以降30分毎に加算
	ヘルパーサービス	918円	1377円	2052円	918円
	看護サービス	2700円	5400円	8100円	2700円

[利用料の支払い方法]

指定口座引き落とし	・指定の引き落とし用紙にご記入ください。
振込	・桑名信用金庫 員弁支店 普通預金 1290333 シヤ) メイシンフクシカイ 一般社団法人 明慎福社会 振込手数料は、振込者（ご利用者・ご家族等）様負担となります。
現金集金	期限までに利用料の支払いがされていない場合、又、やむを得ない特別な事情がある場合は、現金を集金します。
請求書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日から利用請求書を作成し、翌月10日以降に送付します。利用者は毎月末日までに支払うものとします。 (※口座引き落としの場合については、指定日となります)
領収書	事業者は、引落とし完了又は入金を確認後、領収書を発行します。

10 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消化、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	藤田 朋紀・大下 加奈恵
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器 非常放送設備 スプリンクラー

11 事故、緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。

1.2 協力医療機関

J A三重厚生連 三重北医療センター いなべ総合病院	三重県いなべ市北勢町阿下喜771
医療法人(社団)大和会 日下病院	三重県いなべ市北勢町阿下喜680
医療法人どんぐり どんぐり診療所	三重県いなべ市大安町石樽下113-3

1.3 苦情及び要望

- (1) 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。
- (2) 苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者 管理者 加藤 里恵 電話 0594-84-2810
----------	----------------------------------

行政機関

いなべ市役所 長寿福祉課 長寿福祉係	0594-86-7819
いなべ市包括支援センター	0594-86-7818
三重県福祉サービス運営適正化委員	059-224-8111
三重県国民健康保険団体連合会	059-222-4165

1.4 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 いなべ市職員 いなべ市地域包括支援事業所職員、当事業所について知見を有する方
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

1.5 秘密の保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
- (2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

1.6 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

1.7 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その対応及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

18 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 ・成年後見制度の利用支援をします。 ・虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 ・職員は、利用者に対して身体的・精神的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
------	--

19 第三者評価の実施の有無 無

20 サービス利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、医療保健証等の確認を致します。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用願います。これに反したご利用により破損した場合は、弁償いただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動等	他事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所 看護小規模多機能センター みざい

所在地 三重県いなべ市員弁町松之木字西奥田 1173 番 2

説明者

私は、本書面により、事業者からのサービスについての重要事項説明を受けるとともにサービスの開始について同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 印

住所 _____

保護者 氏名 _____ 印

住所 _____

利用者との関係 _____

署名代理人 氏名 _____ 印

住所 _____

利用者との関係 _____